平成２８年（フ）第１６７号
熊本県宇城市不知火町高良2214番地２
破産者　林田　旭代
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８３号
大分市今津留２丁目１番27号（ラトゥール今津留801）
破産者　小野　和義
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１０１号
東京都江東区大島１丁目１番13―201号、破産手続開始決定時の住所大阪府和泉市いぶき野３丁目６番３―204号
破産者　長谷川徳雄
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
大阪府和泉市和気町２丁目14番10号
破産者　上中　保孝
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
福岡県小郡市小郡890番地２
破産者　野中呉服店こと　野中　保宏
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５０９号
川崎市川崎区台町25番２―301号　須山ハイツ２、前住所川崎市川崎区四谷上町20番18―205号　川崎グランドハイツ第２
破産者　佐藤はるか
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４３９号
名古屋市守山区大谷町３番17号　ファミール小幡102号
破産者　柏木　智尋
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
札幌市中央区南７条西２丁目２番地15　ドミール豊水、開始決定時の住所函館市安浦町108番地１
破産者　蛯谷　英聡
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２１２号
（開始決定時の住所）北海道富良野市緑町８番16号
破産者　滝口　直美
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４５号
横浜市旭区今宿西町352―５　ベルリーナメゾン202、住民票上の住所横浜市泉区上飯田町1331番地
破産者　中島　晃生
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１号
新潟県新発田市御幸町１丁目８番５号
破産者　金子　信栄
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２６６号
石川県白山市宮永市町666番地15、従前の住所石川県小松市新町72番地
破産者　前田　康孝（旧姓尾崎）
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４号
静岡県磐田市五十子124番地
破産者　松島　久也
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
神奈川県横浜市戸塚区矢部町1272番地２　コスモビル206号、前住所静岡県浜松市東区天王町1726番地
破産者　齋藤　公誉
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４２０号
京都市右京区花園鷹司町１番地　花園団地10棟402号、住民票上の住所新潟市中央区八千代１丁目３番26号　アパガーデンコート万代216号
破産者　宮田憲二こと　李　　憲二
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５５１号
京都市左京区高野東開町20番地　カストルム洛北608号、破産手続開始決定時の住所京都市西京区上桂今井町166番地
破産者　中澤　忠長
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７８１号
京都市北区大宮東小野堀町13番地
破産者　田口　　登
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係